

令和5年度佐野市社会福祉協議会 会員募集趣意書

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する団体として位置付けられています。佐野市社会福祉協議会では、「みんなが集い ふれあい 支えあうまちづくり」を基本理念として、住民の皆様にも自分たちの地域をより良くしていく活動（地域福祉推進活動）へ積極的にご参加いただく「住民参加」や「住民主体」の考えのもと、各種事業に取り組んでおります。

住民の皆様が地域福祉を推進する活動へ参加やご支援いただく方法として、本協議会の会員の趣旨にご賛同いただき会員（サポーター）となつて、毎年7月より会費のご協力をお願いしております。

会員の種類については、市内の世帯を対象とした普通会员の他、個人の皆様には賛助会員、法人・団体の皆様には特別会員として募集しております。

市内の全世帯を対象とする普通会员につきましても、毎年、各町会様のご協力によりまして募集活動を実施できております。

市内で住民の皆様が取り組まれている地域福祉活動への支援や各種福祉サービスをさらに充実させ、本市の地域福祉の向上を図るため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

◎会員の種類と会費の額

種類	対象	会費の額
普通会员	趣旨にご賛同される世帯	200円以上
賛助会員	趣旨にご賛同される個人	2,000円以上
特別会員	趣旨にご賛同される法人・団体	5,000円以上

○お問い合わせ 佐野市社会福祉協議会

総務福祉課 ☎22-8100

田沼支所 ☎61-1139

葛生支所 ☎86-2940



※裏面をご覧ください。

会員会費についてのQ&A?

佐野市社会福祉協議会(以下「佐野社協」)では、市民のみなさまに会員(サポーター)になっていただき、その貴重な会費を財源として、さまざまな事業を展開しています。



🌱 募金とどう違うの？

募金とは、特定の目的のため金銭を集めることです。

会費は募金ではありません。多くの市民の皆さんに参加していただき、会員(サポーター)となってお協力いただいているものです。

🌱 会費は強制なの？

佐野社協の会費は強制するものではありません。会員会費の趣旨にご賛同いただきご協力いただいているものです。

🌱 会費は何に使っているの？

みなさまからお寄せいただいた会費は、地域福祉活動等、住みやすい町にするために、さまざまな事業に使われています。



福祉教育 車いす体験 (市内小学校)



災害ボランティア連絡会議

🌱 会員章の種類

令和5年度
普通会员章
社会福祉法人
佐野市社会福祉協議会
さのまる
佐野市

令和5年度
賛助会員章
社会福祉法人
佐野市社会福祉協議会
さのまる
佐野市

令和5年度
特別会員章
社会福祉法人
佐野市社会福祉協議会
さのまる
佐野市

🌱 令和4年度実績

普通会员	6,327	870円
賛助会員	1,120	000円
特別会員	3,246	000円
合計	10,693	870円

